

通達甲（副監. 生. 総. 対2）第7号

平成29年3月31日

存 続 期 間

部 長、参 事 官
各 殿
所 属 長

副 総 監

警視庁高齢社会総合対策委員会設置要綱の制定について

このたび、別添のとおり、警視庁高齢社会総合対策委員会設置要綱を制定し、平成29年4月1日から実施することとしたから、実効の上がるように努められたい。

別添

警視庁高齢社会総合対策委員会設置要綱

第1 設置

警視庁本部に、警視庁高齢社会総合対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 任務

委員会は、高齢者に対応するための警察活動について、総合的な検討を行い、もって高齢者対策の万全を期することを任務とする。

第3 構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、その構成は、別表第1の「警視庁高齢社会総合対策委員会構成表」のとおりとする。

第4 運営

- 1 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員長は、必要により、委員会を招集する。
- 4 委員長は、必要により、委員以外の関係者に対し、委員会への出席を求めることができる。

第5 幹事会

- 1 委員会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、委員会の審議事項についての調査及び研究に当たるものとする。

- 3 幹事会は、幹事長、幹事長代理、副幹事長及び幹事をもって組織し、その構成は、別表第2の「警視庁高齢社会総合対策委員会幹事会構成表」のとおりとする。
- 4 幹事長に事故あるときは、幹事長代理がその職務を代理する。
- 5 幹事長は、必要により、幹事会を招集する。
- 6 幹事長は、必要により、幹事以外の関係者に対し、幹事会への出席を求めることができる。

第6 分科会

- 1 委員会に認知症行方不明者発見活動分科会（以下「認知症分科会」という。）を置く。
- 2 認知症分科会は、認知症行方不明者の発見及び保護に係る活動等に関する課題の検討に当たるものとする。
- 3 認知症分科会は、分科会会長、分科会副会長及び分科会会員をもって組織し、その構成は、別表第3の「認知症行方不明者発見活動分科会構成表」のとおりとする。
- 4 分科会会長に事故あるときは、分科会副会長がその職務を代理する。
- 5 分科会会長は、必要により、認知症分科会を招集する。
- 6 分科会会長は、必要により、分科会会員以外の関係者に対し、認知症分科会への出席を求めることができる。

第7 事務局

委員会、幹事会及び分科会の事務局を、生活安全総務課生活安全対策第二係に置く。

別表第1

警視庁高齢社会総合対策委員会構成表

委員長	副総監	
副委員長	生活安全部長 総務部長 警務部長 交通部長 警備部長 地域部長 公安部長 刑事部長 組織犯罪対策部長 警察学校長 東京都警察情報通信部長	
委員	総務部	企画課長 広報課長
	警務部	人事第一課長 教養課長
	交通部	交通総務課長 交通規制課長
	警備部	警備第一課長
	地域部	地域総務課長 地域指導課長
	公安部	公安総務課長
	刑事部	刑事総務課長 鑑識課長
	生活安全部	生活安全総務課長 少年育成課長
	組織犯罪対策部	組織犯罪対策総務課長
	警察学校	庶務部長
	第一方面本部	本部長
	犯罪抑止対策本部	副本部長
	人身安全関連事案総合対策本部	副本部長
	サイバーセキュリティ対策本部	副本部長
	オリンピック・パラリンピック競技大会総合対策本部	副本部長
	東京都警察情報通信部	通信庶務課長
	その他委員長の指名する者	

別表第2

警視庁高齢社会総合対策委員会幹事会構成表

幹事長	生活安全部参事官	
幹事長代理	生活安全総務課長	
副幹事長	生活安全部理事官（生活安全警察総合調整担当） 警務部理事官（人事担当） 交通部理事官（交通警察総合調整担当） 地域部理事官（地域警察総合調整担当）	
幹事	総務部	企画課課長代理（企画担当） 広報課課長代理（第一広報担当）
	警務部	人事第一課課長代理（庶務担当） 教養課課長代理（教養企画担当）
	交通部	交通総務課課長代理（交通企画担当） 交通規制課課長代理（交通規制担当） 運転免許本部運転者教育課長
	警備部	警備第一課課長代理（警備企画担当） 災害対策課課長代理（災害対策担当）
	地域部	地域総務課課長代理（地域企画担当） 地域指導課課長代理（実務指導担当） 通信指令本部指令計画課長
	公安部	公安総務課課長代理（公安企画担当）
	刑事部	刑事総務課課長代理（刑事企画担当） 鑑識課課長代理（第一現場鑑識担当）
	生活安全部	生活安全総務課課長代理（生活安全企画担当） 少年育成課課長代理（環境担当）
	組織犯罪対策部	組織犯罪対策総務課課長代理（組織犯罪対策企画担当）
	警察学校	庶務部庶務担当管理官
	第一方面本部	管理官（生活安全担当）
	犯罪抑止対策本部	管理官（犯罪抑止対策担当）
	人身安全関連事案総合対策本部	管理官（総務担当）
	サイバーセキュリティ対策本部	管理官（庶務担当）
	オリンピック・パラリンピック競技大会総合対策本部	管理官（庶務担当）
	東京都警察情報通信部	通信庶務課情報通信調査官
	その他幹事長の指名する者	

別表第3

認知症行方不明者発見活動分科会構成表

分科会会長	生活安全部長	
分科会副会長	生活安全部参事官 地域部参事官	
分科会会員	警 務 部	教養課長
	地 域 部	地域総務課長 地域部理事官（地域警察総合調整担当） 地域指導課長 通信指令本部長
	生 活 安 全 部	生活安全総務課長 生活安全部理事官（生活安全警察総合調整） 少年育成課長
	第 一 方 面 本 部	副本部長
	人身安全関連事案総合対策本部	理事官
	その他分科会会長の指名する者	